



## 府労組連 府当局最終回答 5年ぶり人勧どおりの実施 4月にさかのぼり、若年層の給与引き上げ ボーナス0.1月分引き上げなど回答 会計年度職員の報酬を来年4月より引き上げ

11/26に大阪府の総務部長は、府労組連に対して最終回答を行い、府人事委員会の勧告どおりの給与・一時金(ボーナス)引き上げを実施する最終回答を行いました。

最終回答の主な内容は右下の表にあるとおりになっています。府の人事委員会勧告で触れられていなかった、非常勤講師の給与引き上げや、高齢者部分休業のフルタイム復帰についても一部取り上げられた内容となっています。

### 府労組連：「物価上昇に見合う賃上げ」「再任用給与、非常勤一時金引き上げ」「時間外勤務解消、教職員増」を求める

府当局からは人勧どおりの給与、一時金の引き上げが回答されました。

3年ぶりに、給与、一時金ともに引き上げとなっています。(昨年ボーナス-0.15月、一昨年-0.05月)

しかし、勧告そのものも不十分な中で、府労組連は交渉において、中高年層の賃金引き上げや、定年引き上げでの給与バランスから再任用給与引き上げ、会計年度職員の給与引き上げなどを強く求めてきました。

### あってはならない「時間外勤務」

#### 「教員未配置問題」の解消を

特に学校現場では、「あってはならない時間外勤務」がまだ解消できないうえに、「教員未配置問題」が深刻な現状を取り上げて、抜本的な対策を強く求めています。

業務の見直し・削減による実効ある働き方改革や、教職員増による現場負担の解消によって、教育現場の希望者を増やし、だれもが生き生きと働ける職場を作っていくために、府労組連でも引き続き取り組みを続けていきます。

#### 府労組連交渉・府当局最終回答

##### ○給与引き上げ（令和4年4月1日にさかのぼり）

初任給 3,000円引き上げ

30代半ばまで職員 平均 1,143円引き上げ

(再任用職員は引き上げなし)

##### ○ボーナス（令和4年4月1日にさかのぼり）

年間0.1月分引き上げ(勤勉手当部分を引き上げ)

一般職員 4.30月 ⇒ 4.40月分(年間)

再任用 2.25月 ⇒ 2.3月分(年間)

(会計年度任用職員(非常勤講師)は改定なし)

##### ○会計年度任用職員(非常勤講師)給与引き上げ

(令和5年4月1日より)

常勤講師の給料表改定に準じて

##### ○高齢者部分休業について、

1回に限りフルタイムへの復帰を認める。

(令和6年4月から)

## 市教委 給食異物混入対応マニュアル(案)

### 枚方教組が以前から策定を要求、

### 公表基準は？ 教職員への説明、現場意見の反映は？

市教委は、給食異物混入対応マニュアル(案)を11/1校長会で示し、学校長に意見を11/30までに提出するように求めています。

枚方教組はこれまで対市交渉で異物混入対応マニュアルの策定を求めてきており、今年夏の対市交渉でも、市内小学校で委託調理場の不適切な実態の中で、食器洗浄が不十分なことや、食缶にキッチンペーパーが「混入」していたことなどを取り上げ、早急な対応を求めてきていました。

全国的にも、民間委託が広がる中で給食への異物混入が問題となっており、多くの自治体で異物混入対応マニュアルが早い時期から策定されてきており、枚方市でもやっとな策定される形となっています。

### 公表基準、教職員への説明や直接の意見反映を

今回のマニュアル(案)では、異物混入時の対応について、ケース別に示し、異物混入防止のマニュアルを示し、混入があった際の給食・学校関係者同士の報告・対応や当該の児童生徒・保護者への対応が示されています。しかし、

#### ■ 異物混入時の公表基準が示されていない

当該児童生徒・保護者対応は示しているものの、対外的な公表のあり方が示されていない

#### ■ 市教委としての巡回指導、保健所と連携した衛生指導、異物混入時の立ち入り検査が明記されていない

#### ■ 「各校の栄養教職員の意見を反映しながらまとめ」、校長の意見を聞いた上で策定するとしているものの、直接配膳や異物混入時の対応にあたる教職員への説明や意見反映のとりくみが示されていない

など、さらに検討すべき内容が残されていると言えます。

### 民間委託には市教委としての指導責任、チェック体制こそ重要

市教委は給食調理場の民間委託を広げてきました。一方で全国的にも民間委託が進められる中で、異物混入なども増加する傾向にあります。

民間委託そのものが「経費削減」が大きな目的となっており、委託先の調理員の労働条件がより削られやすく、勤務環境も厳しくなっていることが背景にあると考えられます。

市教委として、委託業者に対して、責任のある衛生指導に取り組むとともに、調理員が進んで衛生管理、よりよい給食提供に取り組める労働条件、勤務環境を確保できるように、責任を持って業者に働きかけることが重要です。

# 知っていますか？権利と制度 「勤務時間の割り振りに関する適用範囲の拡大」

## 4/1より適用「勤務時間の割り振りに関する適用範囲の拡大」

今年4月1日より、修学旅行等の拍を伴う学校引率行事の1日7時間45分を超える勤務時間、宿泊行事以外でも「限定4項目」の業務で1日7時間45分を超える勤務時間を、他の日に1時間単位で、勤務を要しない時間を割り振ることで、ほかの日に早く帰ることなどを可能にするものです。

### 泊を伴う学校行事（修学旅行など）の勤務時間割り振り

宿泊行事は早朝から夜までの生徒対応のために7時間45分の勤務時間を超える分を、

従来： 他の日に「宿A(3:45)」「宿B(4:00)」「宿全」でほかの日に勤務しなくてよい時間が割り振り

拡大後： 1時間単位で割り振る(早く退勤など)ことが可能になります。

- ※ 前4週、後8週(教員は16週)の範囲内で割り振ります
- ※ 宿泊行事で1日15:30なら他の1日の勤務を要しない日を割り振り、分割して割り振るは不可
- ※ 逆に、行事1日目 11:45(+4H)2日目 11:30(+3:45h)の勤務割り振りなら、合計 7:45h分で、ほかの日に1日勤務を要しない日を設定できます

### 宿泊行事以外も他の日に勤務時間割り振り可能に

宿泊行事以外でも平日の始業時刻(8:30)前の業務や、終業時刻(17:00)後の業務について、その日の中で、始業時刻や終業時刻を変更(遅く出勤、早く退勤)することは可能でしたが、限定四項目の業務についての始業前、終業後の業務は他の日に、1時間単位で勤務を要しない時間を割り振る(早く退勤など)ことが可能になっています。

- ※ 前4週、後8週(教員は16週)の範囲内で割り振ります
- ※ 「限定四項目の業務」(①校外実習、生徒実習、②修学旅行、学校行事、③職員会議、④非常災害、児童生徒の指導など緊急対応) PTA行事・会議は対象とされていません。
- ※ 学校運営上支障のない場合に限り1時間単位で割り振り変更が可能で、職員会議、学校行事などがあれば変更できない場合もあります

### 「1日のうちの始業時刻、終業時刻の変更」について

従来から、始業時刻前、終業時刻後の業務については、その日のうちで始業時刻、終業時刻を変更して遅く出勤、早く退勤することが可能でした。古くは運動会、文化祭、災害対応等などの例示がありましたが、2014年に柔軟な対応を可能にするため例示をなくし、登下校指導、部活動脂肪などにも対応できるようになっています。この対応については従来通りとなっています。

### 原則は、1日7時間45分、週38時間45分の勤務時間を明確に

1日の勤務時間は7時間45分であり、勤務時間の割り振りは本来頻繁に行われるものではありません。今回の勤務時間の割り振りの拡大でも、府教委はあくまで「働き方改革のため」としています。個人の生活、とりわけ子育て等の中で働く職員にとって、早朝や遅くまでの勤務を割り当てることについては、現に慎重に対応すべきです。

# 水泳授業民間施設活用、 検証結果の前に拡大のための学校への意向調査？

今年度から、枚方市教委は、小学校の水泳授業を民間に委託する取り組みを始めています。

民間委託にあたっては、枚方教組として市教委に、

- 移動に時間がかかり授業時間が確保できない、
- 全校実施になれば、スイミングの受け入れ能力、
- 夏季以外に実施で学校の教育計画の変更、
- 委託で指導員に直接教員が打ち合わせや要望が難しい。
- スイミングの閉鎖、撤退になった場合の対応などの課題、問題点を示してきました。

その上で、現場教職員、保護者に対して十分な説明と慎重な検討、現場の意見を反映した検証、事故、トラブル時の民間業者と学校との責任、対応分担の明確化、などを求めてきました。

### 検証結果、実態や現場の声を示さず、拡大ありきで意向調査？

市教委は水泳授業の民間施設活用にあたって、「令和4年度に、…取り組みの効果や課題の検証を行い、その検証結果を踏まえ、令和5年度以降の各小学校の年次スケジュールや実施手法を明らかにした推進計画を作成」するとしていました。

しかし、検証結果などが示されるのは年明け2月ごろになる可能性が高いとされており、「効果や課題の検証」「検証結果を踏まえ」た計画の作成とは全く違ってきます。

これでは、現場の声や、実際の課題などを踏まえて、学校で判断することは不可能です。

しかし、市教委は、検証結果が出る前に、拡大を前提にいくつかの学校へ意向調査を行っています。

拡大ありきで進めるのではなく、十分な説明や課題の解決策を示した上で、現場の意見を反映した取り組みを進めるべきです。

### 東京では逆にコスト割高に、スイミングの撤退で水泳授業が困難になる例も

東京では、民間施設での水泳授業にしたところ

- 経費が当初の試算では200万ほどマイナスのはずが、実施には100万以上割高になってしまった
- 移動時間がかかり、給食時間に間に合わない、昼休みを短縮せざるを得なかった
- 9月半ばに来年のスイミング閉店が企業から知らされ、対応に苦慮している

などの実態も出てきています。

逆に東京の中央区では、学校のプールを屋内の温水プールにして民間にも開放、管理は業者に委託市、年間5万人の市民が活用している例もあります。

枚方でも、インストラクターの学校派遣の学校では、現場の教員からもメリットが聞かれて、歓迎されていると聞きます。

市教委の提案や計画が、子どもや学校現場の要望や課題にこたえられるものとなるためにも、慎重な検討や現場意見の反映を経て、取り組んでいくことが求められます。